

三宅町立東屏風体育館指定管理者募集要項

令和 8 年 1 月

三宅町教育委員会

目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 募集の概要	1
3. 施設の概要	1
4. 募集に関する諸条件	1
5. 指定管理者の公募及び選定スケジュール	1
6. 現地説明会	2
7. 申請の手続き	2
8. 選定方法等	3
9. その他	4
10. 問い合わせ先	5
11. 申請書類一式	5

1. 募集の趣旨

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法改正により、効果的・効率的な管理運営によるサービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されました。

三宅町立東屏風体育館についても、施設の利便性・快適性をより高め、効率的に運営するために指定管理者制度を導入していますが、令和7年度末をもって現行の指定期間が終了することから、次のとおり指定管理者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 三宅町立東屏風体育館
所 在 地 三宅町大字屏風44番地の29

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

(3) 指定管理者の応募方法

公募による募集とします。

3. 施設の概要

- (1) 名 称 三宅町立東屏風体育館
(2) 所 在 地 三宅町大字屏風44番地の29
(3) 規 模 鉄骨造り平屋建て 546.99m²
(4) 施設内容 競技室 事務室 更衣室（和室） ミーティングルーム 便所 器具庫

4. 募集に関する諸条件

三宅町立東屏風体育館指定管理業務仕様書のとおり

5. 指定管理者の公募及び選定スケジュール

指定管理者の公募及び選定に関しては、次の日程で行います。

募集要項の配布	令和8年 1月16日（金）～2月 5日（木）
施設見学会	令和8年 1月21日（水）
質疑受付日	令和8年 1月16日（金）～1月23日（金）
質疑回答	令和8年 1月30日（金）
応募受付	令和8年 1月16日（金）～2月 5日（木）
選定審査	令和8年 2月中旬
選定結果の通知	令和8年 2月下旬
指定管理者の指定に係る議決	令和8年 3月中旬以降
指定管理者の指定	令和8年 3月下旬
基本協定の締結	令和8年 4月1日
指定管理業務の開始	令和8年 4月1日

6. 施設見学会

施設見学会に参加希望される場合は、別紙様式第5号「施設見学会参加申込書」に記入の上、令和8年1月20日午後5時までに下記申込先に持参若しくはメールにてお申込みください。

なお、施設見学会への参加人数は、一応募団体につき2名までとします。

- (1) 日 時 令和8年1月21日（水） 午後 14時～午後15時
(2) 場 所 三宅町立東屏風体育館（三宅町大字屏風44番地の29）
(3) 申込先 三宅町教育委員会事務局 教育総務課
TEL 0745-44-2210
FAX 0745-43-2870

7. 申請の手続き

(1) 応募資格

- ① 奈良県内に事務所を置く、又は置こうとする法人等の団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）
② 次に該当する法人等は応募することができません。
ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている法人等
イ 奈良県並びに三宅町から指名停止を受けている法人等
ウ 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更正、又は会社整理の申立手続をしている法人
エ 奈良県税、法人税、消費税、及び市町村税を滞納している法人（法人格のない団体にあっては代表者が奈良県税、法人税、消費税、及び市町村税を滞納している団体）
オ 役員に法律行為を行う能力を有しないもの、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）
カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(2) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を町に提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号及び下記の添付書類）
ア 定款又は寄付行為及び登記事項記載証明書
イ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の概要書）
エ 欠格事項に該当しない旨の申立書（別紙1）
② 事業計画書（様式第2号）

- ③ 収支計画書（様式第3号）
- ④ 指定管理者応募団体等概要書（様式第4号）

（3）提出先、提出方法等

- ① 受付期間等 令和8年1月16日（金）～2月5日（木）
午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）
- ② 提出先 「10.問い合わせ先」まで
- ③ 提出方法 持参または郵送
- ④ 提出部数 正本1部及び副本6部を提出してください。なお提出書類はファイルに綴るなどして提出してください。

（4）質問事項の受付等

- 応募にあたって、ご質問等がある方は、下記のとおり受けます。
- ① 受付日 令和8年1月16日（金）～1月23日（金）
 - ② 受付方法 メールにて提出して下さい。
(別紙2質問連絡票を使用のこと)
 - ③ 提出先 「10.問い合わせ先」まで
 - ④ 回答方法 回答は、令和8年1月30日（金）、応募者全員にメールまたはFAXにより回答します。

（5）留意事項

- ① 応募一団体につき一提案とします。
- ② 一度提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、町が指定管理者の決定の公表等必要な場合には、無償で使用できるものとします。また、提出された書類等は個人に関する情報等を除き公開されることがあります。なお、提出書類は返却しません。
- ④ 申請等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

8. 選定方法等

指定管理者の選定は、三宅町公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）で、下記の選定審査基準に基づき審査します。審査会で指定管理候補者を選定した後、町長が候補者を決定し、三宅町議会の議決を経て指定します。なお、指定後速やかに告示するとともに、指定管理者と町の間で協議のうえ協定を締結します。

（1）選定審査基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。
- ④ 関係法令を遵守し、適正な管理運営ができること。

（2）協定の締結

業務内容に関する細目的事項については、指定管理者と町の間で協議のうえ協定を締結します。協定の主な内容は下記のとおりです。

- ① 業務内容（業務仕様書）に関する事項
- ② 指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
- ③ 管理の基準に関する事項
- ④ 事業計画書、事業報告書等に関する事項
- ⑤ その他必要と認める事項

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められたとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(4) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に業務が実施できるよう、協定締結後速やかに前管理者との間で引継ぎを行うものとします。

(5) その他

町は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務については、監査委員、包括外部監査人による監査の対象となる場合があります。

9. そ の 他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置等

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置は次のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を町が了知した場合も同様とします。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるすることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、町は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

② 指定が取り消された場合等の賠償

上記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、町に生じた損害を賠償しなければなりません。

③ 不可抗力による場合

不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行うものとします。

(4) 施設の老朽化等による場合

令和8年度に町が実施する施設の安全性を確認する点検にて、危険性があり施設の使用を中止すべきと町が判断した場合、指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。

(2) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

- ① 指定管理者が、「7. 申請の手続き」の（1）応募資格②ア～オに掲げる要件に該当することとなった場合又はその恐れが生じた場合、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、町は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。
- ② 指定管理者が、「7. 申請の手続き」の（1）応募資格②カに該当することとなった場合、町は直ちに指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。
- ③ 指定が取り消された場合等の賠償

上記①～②により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、町に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町及び指定管理者が誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には円滑な引き継ぎを行なわなければならないものとします。

10. 問い合わせ先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町教育委員会事務局 教育総務課

電話番号 0745-44-2210

FAX番号 0745-43-2870

11. 申請書類一式

- | | |
|------------------------|-------|
| ○ 指定管理者指定申請書 | 様式第1号 |
| ○ 事業計画書 | 様式第2号 |
| ○ 収支計画書 | 様式第3号 |
| ○ 指定管理者応募団体等概要書 | 様式第4号 |
| ○ 指定管理者応募に係る施設見学会参加申込書 | 様式第5号 |
| ○ 申立書（欠格事項に該当しない旨の申立書） | 別紙1 |
| ○ 質問連絡票 | 別紙2 |